

非暴力で平和をつくる

非暴力平和隊・日本 (NPJ)

共同代表 大畑豊 ohata-yu@jca.apc.org

I 非暴力平和隊 (NP)・PBIの挑戦

NP (Nonviolent Peaceforce) は訓練された一般市民を紛争地に派遣し、非暴力的手法を用い、対話により平和的解決を模索できる環境を作り出すことを目的とし、2003年からスリランカでの活動を開始し、現在約20カ国から25人を派遣している。2007年5月からフィリピン・プロジェクト (ミンダナオ) を開始した。

PBI (Peace Brigades International 国際平和旅団) は1981年に設立され、現在コロンビア、インドネシア、メキシコ、グアテマラ、ネパールにボランティアを派遣。(過去には、エルサルバドル、スリランカ、ハイチ等)。世界の人々が共に働くことによって武力を用いず、非暴力的に解決できるということを、実践で示していく・・・Making space for peace

市民による非暴力介入の歴史はガンディーが提唱した「シャンティ・セーナ」(非武装・非暴力の平和隊)が起源。1980年代から世界各地で盛んに実践されるようになった。

Witness For Peace (平和の証人)、Pastors for Peace、Project Accompaniment、Christian Peacemaker Teams、Balkan Peace Team、Cry for Justice、SIPAZなどが成果をおさめている。

1 NP、PBIの手法

PBIは要請にもとづき、紛争地域に世界各国のメンバーから構成された非武装・非暴力のチームを派遣し、下記の方法を非暴力・直接行動・中立(政治的立場をとらない)・自決権尊重の立場から提供することにより、地域の人による非暴力的解決を促進する。

- a. 護衛的同行 --- 生命の安全が脅かされている人 (活動家・難民等) に同行し「いのち」を守る
- b. 国際的監視 (オブザーバー) --- 世界の「目」として情報発信をする
- c. 緊急行動ネットワーク (ERN) --- 抗議・要請の電報、ファクス等を世界中から送る
- d. 非暴力と人権に関する教育プログラムの提供

2 非暴力平和隊の活動、構想と課題

●スリランカでの活動状況

- ・2004年4月総選挙・05年大統領選挙の選挙監視 (PAFFREL-自由と公正な選挙のための市民行動-との協働)
- ・津波被災後の支援・救援活動監視 (Human Rights Commission- 人権委員会-との協働)
- ・少年・少女兵の親たちからの支援要請 (LTTEオフィスへの同行など)
- ・解放された/逃亡した少年・少女兵たちの安全な場所への避難同行
- ・LTTEによるムトゥール港攻撃の情報と監視、SLMM (スリランカ・モニタリング・ミッション) への通報と攻撃回避、平和パトロール
- ・ムトゥール事務所に手榴弾が投げ込まれる (2006年5月21日、スタッフ1人負傷)
- ・

●構想・課題

- ・規模: 200人の現役メンバー、400人の予備人員、500人の支援者という規模で始まり、2000人の現役メンバー、4000人の予備人員、5000人の支援者の規模にする。

- ・ **資金**：2000 人の現役メンバーが一つの作戦を一年間実行するのにおよそ 8000 万ドル（約 100 億円）かかる（世界で軍事に 1 時間に費やされる費用よりも少ない。）

3 近年の展開

- ・ 「市民平和活動ヨーロッパ・ネットワーク」 The European Network of Civil Peace Services
- ・ パレスチナでの ISM（国際連帯運動、2001ー）、イラク「人間の盾 Human Shields」2003 年
- ・ イラクでの CPT メンバーの拘束（2005.11.26）

4 日本と非暴力平和隊

「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する… … 日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成すること誓ふ」（日本国憲法前文・抜粋）

5 私たちの生活と軍隊・戦争 --- 私たちにできること

II 非暴力の実践から学ぶ

1 マハトマ・ガンジー（1869ー1948）

- ・ 剣の教義

卑怯か暴力かのどちらかを選ぶ以外に道がないならば、わたしは暴力をすすめるだろうと信じている---けれどもわたしは、非暴力ははるかに暴力にまさることを、敵を赦すことは敵を罰するより雄々しいことを信じている。

- ・ 真理は古く、かたくるしいものである。虚偽は多くの魅力をもっている。
- ・ 非暴力闘争（サティヤグラハ）を行なうには、各自が普段の生活行動を根本から変えることが大切です。闘争の際に行なわれることすべて、平和な日常にも行なわれていなければならないのです。
- ・ これは、決して到達できない理想であるかもしれませんが。しかしだからといってそれに向けて努力することをやめる必要はありません。
- ・ 人は正しいと信じるときには、その行為をためらってはなりません。

2 阿波根昌鴻（あはごん しょうこう、1903ー2002）

- ・ わしらの平和運動は、沖縄から基地を無くしても終わらない。日本の平和憲法を、世界中で実現させて、世界中の武器を全部なくす。そして、地球上の資源を、地球上の生き物が、平等にバランス良く分け合って、生きてゆけるような社会にするまでは、平和運動はやめられない。

- ・ 口先だけでいくら叫んだところで強い権力の座にある戦争屋に勝つことはむづかしい。戦争反対は生活の中から始めなければならない。戦争屋の喜ぶことはしてはならない。

- ・ 何か特別なことをするのが平和運動ではない。悪いことだけはしない、生活の場から平和をつくりだしていく、これが基本であるとわしは考えておる。

- ・ **アピール文** 1955.5.13

「・・・この島に米人は、ちょうどわれわれが、戦時中に満州や中国、シンガポール、ジャワ等に派遣されていたのと同じだ。米本土と離れて気の毒な人びとだから、測量を中止せよと前に立ちふさがるとは、ご苦労様ですと、全区民が交わる、交わる、朝から晩まで握手しておれば、そのうち太陽は落ちるからと話し合ったのであります」

3 田中正造 (1841-1913、日本の公害の原点・足尾鉍毒事件に取り組む)

- ・ 政府は人民を保護する立派な憲法・法律があるのに、人民を保護しない。人民は法律の保護を受けなければ、法律を守る義務がない。いや、政府が無罪なる人民にそれができないように仕向けているのだ。
- ・ 「亡国演説」
税金を無駄に使い、民を殺し、法を破って、それで亡びない国などない。
- ・ 陸海軍を全廃して軍事費を人民の福祉に振り向けるべきである・・・力をもって得たものは、必ず後日、力をもって奪い返されることは必定である。
- ・ 「真の文明は山を荒らさず、川を荒らさず、村を破らず、人を殺さざるべし」
- ・ 「辛酸亦入佳境」(辛酸また佳境に入る)

4 軍事費拒否運動

① 良心的軍事費拒否 (良心的軍事費分税金不払い)

自衛隊は憲法で禁止した軍隊にあたり、憲法違反の自衛隊分まで税金を払う義務はない、また人殺しに自分の税金が使われることは自分の良心・信条に反するとして、防衛関連費分の税金を留保して払わない運動。

「もし千人が今年税金を払わないとしても、これは乱暴な流血をみる手段ではないだろう。税金を払うからこそ、国に暴行を犯させ、無実の血を流させることになる」(ヘンリー・デイビッド・ソロー、1817-62)

・ 不払いの具体的方法

申告するが軍事費分不払い、申告するが全額不払い、申告しない、課税対象以下の生活をす、象徴的額を不払い、還付請求、趣意書の提出。米国では 1914 年に戦費調達のために導入された電話代に含まれる連邦税不払い。「戦争納税拒否のための全米調整委員会」(NWTRCC) は、1990 年において、およそ 1 万人が戦争納税拒否を行ったと見積もっている。

② 90億ドル戦費支出違憲訴訟

1991 年、湾岸戦争の多国籍軍支援として 90 億ドル (約 1 兆 1700 億円、最終的には 130 億ドル) を支出することは、武力による国際紛争解決を禁止した憲法に違反するとして、支出差止・慰謝料請求、憲法違反確認訴訟を提訴。また自衛隊機の派遣、掃海艇の派遣の差止めも求めた。東京地裁のほか、名古屋、大阪、広島、福岡などでも同様の提訴があり、全国でおよそ 2000 人が原告となり、日本政府を訴えた。

③ 反戦地主重課税訴訟

沖縄県伊江島の反戦地主・阿波根昌鴻は、1987 年の軍用地強制使用で反戦地主に一括払いされた損失補償金に対し、契約地主よりも重く課税されたことは違法として処分の取り消しを求めた。

一審では課税の公平の観点から違法とした。

④ 税金と私たち-----源泉徴収について

日本での源泉徴収制度は、1940 年日中戦争のさなか、戦時増税、大衆課税を目的に始まった。源泉徴収は 1799 年にイギリスが制定した貴族階級対象の「ピットの所得税」に始まったが、これもナポレオン戦争のための戦費調達が目的だった。各国も模倣したが、低所得者層までを含めた大衆課税を伴う給与所得の源泉徴収の導入をしたのは、同手法による戦費調達に躍起になっていたナチス・ドイツの影響である。

年末調整は 1947 年に始まったが、雇用主にこれを代行させる日本の源泉徴収・年末調整システムは、国際的には極めて異例。このような「税の痛み」を感じさせない制度が日本人の納税者意識を弱めている。先進国のほとんどは年末調整（清算）は個人個人の確定申告によっている。

（参考：『源泉徴収と年末調整』 斎藤貴男著、中公新書）

資料 『非暴力実践の手引』 （日本友和会発行から抜粋）

わたしたちが「非暴力」とここで言っているのは、目に見える個々の暴力だけを問題にして、それらを傍観者的に非難するという消極的なものではなく、諸暴力の原因と取り組み、人と社会の不正や悪を追放するに際して、どんな状況にあっても、物理的・肉体的な暴力を用いなくて、それに代る他の手段、方法を意図的に探し、それによって行動するという積極的なものです。

非暴力実践の成功の鍵は、本来相手を敗北させることにあるのではなく、相手の憎悪をとり除くことにあるのです。いったんこの方法で目的を達成すれば、その成果は相手の善意をも伴ったものとなり、したがって確固とした基盤をもつこととなります。

《実践上の五つの段階》

1. 調査
2. 直接交渉
3. 広報活動
4. 示威（デモ）運動
5. 抵抗

非暴力抵抗は以上の過程を経たあとでとる最後の手段です・・・このための訓練は、運動が暴力化しないよう厳しくなされる必要があります。相手や第三者の良心に訴え、共感を得る過程で、目的達成のためには苦痛を耐え、自己犠牲をも辞さない用意もしていかなければなりません。実はこの過程の中で、あなたが戦っている闘いの道徳的勝利を勝ち得る基盤がつくられていることを常に心にとめておくべきでしょう。

【参考文献】

『ガンジー 自立の思想』 M・K・ガンジー、地湧社

『命こそ宝 沖縄反戦の心』 阿波根昌鴻、岩波新書

『平和を造り出す力 非暴力直接行動の現代的意義』（新教出版社） L・S・アプシー

『戦争案内 映画製作現場 アジアからの報告』（映像文化協会） 高岩 仁

非暴力平和隊・日本ウェブサイト <http://www5f.biglobe.ne.jp/~npj/>